

(別紙)

令和8年度阪神南ふるさとづくり応援事業 補助対象経費について

経費科目	対象経費	対象外経費
謝金	・講演会・研修会の講師謝金、出演団体への謝礼 (上限総額5万円)	・団体構成員、協働の相手方への謝金 ・左記の上限超過分
旅費	・講師等に対する旅費 (公共交通機関料金の実費弁償のみ)	・自家用車での移動経費、ガソリン代、タクシー代等
印刷製本費	・PR用チラシ、ポスター、パンフレット等 作成印刷費、資料コピー代 ・看板、のぼり作成費	・兵庫県阪神南県民センター「阪神南ふるさと づくり応援事業」による補助金を受けている 旨の記載のないチラシ等広報印刷物費用
通信費	・切手代、郵送料	・電話代(年間契約)
活動資材費	・活動資材購入費、事務用消耗品費	・財産の形成となる備品購入費 〔1品5万円以上かつ耐用年数1年以上のもの パソコン等の汎用的な事務機器〕
保険料	・イベント保険料、ボランティア保険料	
使用料	・会場施設使用料 ・OA機器、音響、重機等レンタル・リース料	・賃料 ・販売を目的とした事業機材のリース料等
委託料	・会場設営、会場警備、調査研究等にかかる 業者委託料 (ただし、委託料は補助対象経費の1/2以内)	
食糧費	・熱中症対策としての飲料費など、事業遂行上、 特に必要と認められるもの	・飲食費 (弁当、茶菓代、食事代、販売目的の食材費等)
その他	・バス借上料 (団体構成員以外の事業参加者の交通手段 として借り上げるバス) ・振込手数料(補助対象経費にかかる分)	・団体構成員、協働の相手方への謝金 ・団体構成員、協働の相手方の人件費 ・資材運搬にかかるガソリン代 ・領収書が発行できない経費 ・参加者粗品、景品・商品 ・団体の経常的、日常的な活動経費や維持運営費

※ 領収日が事業期間外の経費は対象外とする。